

前橋市監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項の規定により、
包括外部監査人である新井勇樹から監査の結果に関する報告の提出があったので、
同法第 2 5 2 条の 3 8 第 3 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 8 年 4 月 3 日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊
同	小曾根	英	明
同	高	橋	照